

# 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和9年度から、過去5年間水稲作付が行われていない農地は水田活用の直接支払交付金が受けられなくなります。

※令和9年度の交付金は令和4年度から令和8年度の間にも一度も水稲作付けをしていない場合、交付されません。

5年水張りルールとは

農林水産省が決めた水田活用の直接支払交付金についてのルールで、水稲と畑作物のブロックローテーションを促す観点から、5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降の交付対象水田としない方針です。

交付対象水田の考え方のイメージ

○・・・交付対象水田、×・・・交付対象外の水田

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
圃場A	水稲	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲	畑作物
						○	○	○	○	○	○	○
圃場B	畑作物	畑作物	水稲	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物
						○	○	○	○	○	○	○
圃場C	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲	水稲	水稲	水稲	水稲	水稲	水稲
						×	×	×	×	×	×	×
圃場D	畑作物	畑作物	水稲	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲	水稲	水稲	水稲
						○	○	○	×	×	×	×

※水稲は、飼料用米、WCS米等、主食用以外の用途でも可です。

※畑作物は、水稲以外の麦・大豆・野菜等を想定しています。

圃場Aや圃場Bのように、令和4年度から令和8年度の間にも一度でも水稲作付けをし、その後も5年間に一度でも水稲作付けをすれば、引き続き交付対象水田となります。

圃場Cや圃場Dのように、令和4年度以降に、5年間連続で水稲作付けをしなければ、その翌年度から交付対象外の水田となります。

※一度交付対象外の水田となると、その後水稲作付けをしても、所有者や耕作者が変わっても、交付対象水田に戻ることはありません。

【特例措置】水稲作付けをできない場合は・・・

農林水産省のルールにおいて、次のすべてに該当する場合は、水稲の作付けが行われたとみなすとされています。

- ① 湛水管理を1か月以上実施したことが確認できること
- ② 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

※①は天水ではなく用水により水稲作付と同等の湛水状態が持続されている必要があります。

※②は客観的に確認できる書類(ほ場毎の過去5年間の収量の記録等)により証明する必要があります。

※【特例措置】の証明はたいへん難しいので、**水稲作付が基本**とされています。

※特例措置の適用を希望される場合は、必ず事前に三田市農業再生協議会事務局までご連絡ください。

【問い合わせ先】

三田市農業再生協議会事務局

三田市農業振興課

JA兵庫六甲三田営農総合センター

TEL 079-559-5091

TEL 079-563-4192